

# 要 望 書

財政基盤強化対策県の税財源確保と  
社会資本の整備促進について

財政基盤強化対策県議会議長協議会



## 財政基盤強化対策県の税財源確保と 社会資本の整備促進について

現下の地方財政は、高水準で推移する公債費や社会保障関係費の自然増等により、大幅な財源不足に陥っている。このため臨時財政対策債の発行等により収支の均衡を図っているものの、地方における平成29年度末の借入金残高は195兆円となる見通しであり、その償還が将来の財政運営を圧迫することが強く懸念されるなど極めて厳しい状況にある。

特に、財政基盤強化対策県議会議長協議会加盟自治体（以下「財政基盤強化対策県」）は、社会資本整備の遅れや、少子・高齢化の急速な進行などによる地域社会の活力低下、大都市圏との地域間格差など、長年の構造的な課題に直面している。地方創生が我が国の大きな課題となる中で、財政力の弱い財政基盤強化対策県が地方分権の進展に伴い、自主的・自立的な行財政運営を行うとともに、地域経済の活性化、雇用対策はもとより、少子・高齢化対策や社会生活基盤の整備等、地域の実情を踏まえた確に対応していくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要であり、地方一般財源総額の確保及び地方交付税の財源保障機能と財源調整機能が十分発揮できるようにすることが不可欠である。

さらに、東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、今後とも復興交付金を含むあらゆる復興関連施策を実施するために必要かつ十分な予算を確保するとともに、被災地域住民が希望を持てるスピード感のある対策の実施が求められる。

また、熊本地震からの復旧・復興に当たっても中長期にわたり継続的に安心して事業に取り組むために必要となる十分な予算を確保するとともに、本年7月の九州北部豪雨や9月の台風第18号をはじめ全国的に頻発する豪雨、豪雪等による災害からの復旧に対する早急な予算措置も求められる。

よって、政府におかれては、次の事項について地方の意見を十分踏まえつつ、万全の措置を講ぜられるよう強く要望する。

## I) 税財源の確保等について

### 1 地方税財源の拡充・強化

- (1) 地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するとともに、事務・権限の地方への移譲を進める際には、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、地方が十分な予算・人員を確保して住民サービスを確実に提供できるよう、一般財源の移転を一体的に行うこと。
- (2) 税源移譲を含む税源配分の見直しや税制の抜本改革時においては、所得・消費・資産等におけるバランスのとれた地方税体系や、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系の構築に努め、危機的な状況にある財政基盤強化対策県の財政運営に支障を来さないよう十分に配慮すること。

### 2 地方一般財源総額確保と地方交付税の財源保障機能及び財源調整機能の堅持

- (1) 地方財政計画の策定に当たっては、大幅に増加している社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、教育、医療、高齢者対策等の福祉等の行政サービスを十分に担えるよう、地方単独事業も含め、的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

また、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するとされたいわゆるトップランナー方式を含む地方の歳出の効率化を議論する場合には、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、交付税の財源保障機能に影響を与えないようにすること。

- (2) 地方交付税の本来の役割である財源保障機能及び財源調整機能を堅持し、その機能が適切に発揮されるよう、総額を確保すること。
- (3) 平成30年度の政府の概算要求（地方財政収支の仮試算）においては、引き続き巨額の財源不足が生じ、臨時財政対策債の増加が見込まれているが、地方行財政の運営に支障が生ずることのないよう、地方債に依存した地方財政対策は回避し、毎年の財源不足の補てんについては、原理原則に立ち返り、地方交付税の法定率分の引上げで対応することを基本として所要額を確保すること。
- (4) 地方財政計画における歳出特別枠については、高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や人口減少・少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、実質的に堅持し、必要な歳出を確実に計上すること。
- (5) 特別交付税の算定及び交付に当たっては、財政力の弱い財政基盤強化対策県に対し重点的に交付できるよう配慮すること。

### 3 地方の基金残高の増加に係る対応

地方における近年の財政調整基金の増加は、地方では国を大きく上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行うなかで、災害や将来の税収の変動、社会保障等に要する経費の増嵩に備えた財政運営の年度間調整の取組の現れである。

地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の権限を有しておらず、不測の事態による財源不足については、歳出削減や基金の取崩し等により対応を図るほかないことを十分に踏まえるべきであり、地方の基金残高の増加を理由に、一律に地方財政計画を圧縮し、地方交付税を削減することのないようにすること。

### 4 税制抜本改革に伴う地方財政への適切な対応

- (1) 消費税・地方消費税の引上げ分は、地方交付税原資分も含めるとその約3割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないように、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講ずること。また、その算定に当たっては、財政力の弱い団体には特に配慮すること。
- (2) 法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を進めることなど地方法人課税のあり方の見直しによる税源の偏在是正措置については、消費税・地方消費税引上げ時期の変更に伴い延期されることとなったが、引き続き、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生ずる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置を講ずること。
- (3) 消費税の軽減税率制度については、導入により生ずる減収分に係り、安定的な恒久財源について法制上の措置等を講ずることとされている。消費税・地方消費税引上げ時期の変更に伴い、当該制度は、税率が引き上げられる平成31年10月に導入することとされたが、仮に減収分の全てが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることから、確保されない減収分について、代替税財源等により確実に措置するなど地方財政に影響を与えないようにすること。
- (4) 車体課税の見直しについては、消費税・地方消費税が引き上げられる平成31年10月に自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割を導入するとされたが、自動車取得税を廃止する際には、環境性能割で確保できない減収分については、代替税財源等により確実に措置するなど地方財政に影響を与えないようにすること。
- (5) ゴルフ場利用税は、アクセス道路の維持・管理や廃棄物処理などゴルフ場に特有の行政需要に対応しており、所在都道府県・市町村にとって貴重な財源となっていることから、地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き、現行制度を堅持すること。

- (6) 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する新たな財源の確保については、平成29年度与党税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」とされた。

今後、森林環境税（仮称）の創設に向けて検討するに当たっては、地方の意見を十分踏まえ、税収は全額地方の税財源となるよう制度設計すること。

また、都道府県の役割や、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係、間伐対策以外の用途等の課題についても、しっかりと整理すること。

## 5 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入に伴う地方負担への適切な対応

- (1) 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）については、国・地方が連携しながら円滑な制度の利用と、情報セキュリティの確保も含めた適切な運用が行えるよう、地方公共団体に対する財政面での支援や制度面、運用面での協力を引き続き遺漏なく行うこと。
- (2) 平成29年7月から試行運用が開始された情報連携について、今後、新たにシステム及びネットワークに係る構築、改修及び維持管理や各種連携テストの実施が必要となる場合には、原則として国が経費負担し、地方に新たな負担が生じることのないよう十分に配慮すること。

## 6 良質な地方債資金の安定的確保と柔軟な制度運用

- (1) 引き続き、地方債資金の調達に支障を生じないよう良質な公的資金を安定的に確保するために必要な措置を講ずること。
- (2) 政府・公庫資金から借り入れた地方債の繰上償還及び高金利の残債の借換えについては、新たな公債費負担対策を講ずること。

## 7 地方単独事業の財源確保等

- (1) 自主的・主体的な活力ある地方創生の実現に向け、息の長い取組を継続的にかつ積極的に推進できるよう地方単独事業に対する適切な財源措置を講ずること。
- (2) 過疎・山村・離島・半島地域等の活性化を図るため、過疎債及び辺地債の所要額の確保を図るとともに、過疎・山村・離島・半島を有する財政基盤強化対策県に対しては各振興法に基づき地域振興を重点的に行うこと。また、離島振興法の適用を受けない離島も対象とする（海域面積等を考慮した）新たな交付金や起債制度を創設する等、特定地域への支援制度を確立すること。

## 8 法人事業税における収入金額課税制度の堅持

法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、長年にわたり受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

## 9 地域医療介護総合確保基金の確保

地域医療介護総合確保基金は、消費税及び地方消費税の引上げ分が充てられる社会保障の充実施策の一つに位置づけられており、地域ごとの実情に応じた「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」という制度改革趣旨を踏まえ、その配分に当たっては地方公共団体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。

特に、医療分について、地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携に資するものに重点的に配分を行う方針が示されているが、地域医療構想の実現のためには、病床の機能分化・連携のみならず、在宅医療の充実や医療従事者の確保も必要不可欠であるため、これらについても地域の実情に応じた配分とすること。

## 10 国民健康保険の安定的な運営の確保

都道府県が財政運営の責任主体となる平成30年度からの新たな国民健康保険制度の開始に当たり、円滑な制度移行に向けて、新しい財政運営の仕組み等について、地方と十分に協議を行うこと。

また、国民健康保険制度が安定して運営されるよう、平成27年2月の国保基盤強化協議会の「国民健康保険の見直しについて（議論のとりまとめ）」に示された公費拡充等による財政基盤の強化策については、平成28年12月の同協議会の「国民健康保険における財政支援について」に示された対応も含め、国の責任において確実に実行すること。

さらに、将来にわたる持続可能な制度の確立や国民の保険料負担の平準化等に向けて、国庫負担率の引上げ等、様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図ること。

## Ⅱ) 社会資本整備の促進等について

### 1 社会基盤整備水準の格差是正

- (1) 「国土形成計画」が目指す、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る観点に加え、地方創生をより確かなものにするためにも、財政基盤強化対策県の実情を十分把握した適切な予算措置を講ずること。

特に、公共事業予算の配分については、地域間格差是正や地域における経済・雇用対策の観点から、財政力が弱く社会資本整備の遅れている地方に重点配分すること。

加えて、「社会資本整備重点計画」の推進に当たっては、社会基盤整備水準の格差是正に特に配慮すること。

- (2) 社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金については、社会資本整備が遅れている地域や南海トラフ地震等の大規模災害の発生が懸念される地域に配慮した配分額決定の枠組みとするとともに、東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ、国民体育大会などの国家的な事業や地理的条件が不利な離島事業等のプロジェクト関連の事業については、別枠的な配分を行うなど、地方の様々な事情に配慮するとともに、より一層地方公共団体が活用しやすく、自由度の高い仕組みとすること。

併せて、今後、道路・河川・砂防・港湾・海岸・公園・下水道など社会インフラの老朽化に伴う点検・補修・更新費用の増大が見込まれる中、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図るために、交付要件の緩和や国費率の嵩上げなど、防災・安全交付金制度を拡充するとともに、点検費用の地方負担分については、起債充当や特別交付税措置等の財源措置を行うこと。

加えて、平成29年度に「公共施設等適正管理推進事業債」が創設され、道路等の長寿命化事業に対する地方財政措置が拡充されたが、社会基盤施設の老朽化対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、対象事業の拡充を図ること。

また、地方が真に必要としている道路整備が実現するよう、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（道路財特法）の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降の継続と更なる拡充等の措置を講ずるとともに、事業評価において、救急医療や観光、地域の活性化、企業立地、防災機能、安全安心の確保など、地域にもたらされる様々な効果を含めて総合的に評価し、事業の必要性を適切に判断する仕組みについて早期に具体化すること。

さらに、簡易水道の上水道への統合は、近年の事業体の財政環境の悪化等から順調に進んでいるとは言い難い状況にあるため、統合期限の大幅な延長と上水道事業に統合された旧簡易水道事業及び旧飲料水供給施設に対する財政措置を新たに創設すること。



- (3) 直轄事業負担金制度改革は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる社会の実現に向けた重要な課題であることから、国と地方の協議の場等を通じて地方と十分議論を重ねながら、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲と併せ、制度の廃止など抜本的な改革を速やかにかつ確実に進めること。

なお、その際には、社会資本整備が遅れている地方に影響が生じないように配慮すること。

## 2 防災・減災対策の推進

- (1) 今後高い確率で発生することが懸念されている首都直下地震、南海トラフ地震等による被害を最小限に食い止めるとともに、老朽化するインフラを適切に維持管理・更新するため、防災・減災対策及び老朽化対策に必要な社会資本整備予算を安定的・持続的に確保しながら、強靱な国土づくりに向け、加速度的に取り組むこと。
- (2) 国と地方が一体となり防災・減災を柱とする国土強靱化対策を進めなければならないことから、平成27年度で終了した全国防災事業に代わる新たな財政支援制度の創設や地方負担に対する財源措置等の拡充を図ること。
- (3) 未曾有の被害をもたらした東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨をはじめ全国的に頻発する豪雨、豪雪等による災害など、近年の自然災害の動向に対応できるよう、道路・河川・砂防・治山・港湾・海岸・公園・下水道事業等の防災・減災対策を重点的、計画的に講ずること。

また、被災等により交通網が寸断された場合でも、地域全体の人や物の流れが機能不全に陥り、経済・社会活動に甚大な影響が生じることがないように、代替・補完ルートの路線の整備によりネットワークを強化し、国土軸のリダンダンシー（代替手段）を確保すること。

特に、公共交通機関の脆弱な財政基盤強化対策県にとって、移動手段を自動車に依存する割合は極めて高く、高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消を基軸とした道路ネットワークの整備促進は、震災等の災害対策としても喫緊の課題であるため、今後とも地方における道路整備の実状等に鑑み、必要な予算の安定的な確保を図ること。併せて、公共交通機関を運営する民間事業者の防災・減災対策を支援するため、耐震化等の事業の財源措置を拡充すること。

## Ⅲ) 地域の再生・活性化対策の推進について

### 1 地方の創生と人口減少対策の抜本強化

地方創生のための交付金として、前年度に引き続き平成29年度当初予算で「地方創生推進交付金」(1,000億円)が計上されたところであるが、その運用に当たっては、地方の意見等を十分に踏まえ、地方の創意工夫が活かされるよう、幅広い取組を対象とするなど柔軟なものとするとともに、地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など弾力的な取扱いを行うこと。

また、地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、前年度に引き続き平成29年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分確保すること。

なお、当該事業費に係る地方交付税の算定においては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が、地方創生の目的を達成できるよう長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

### 2 地域間格差是正のための企業立地の促進

地方への企業立地の促進に当たっては、財政的制約から企業立地に係る支援を十分に行うことができない産業基盤の脆弱な地域に対して、税制上の優遇措置や新たな補助制度の創設も含めた支援措置を講ずること。

### 3 農山漁村対策等の充実

- (1) 農山漁村地域における農林漁業の振興や生活環境の向上を図るため、必要な財源を安定的に確保すること。特に、農業農村整備関連予算や農業・農村が有する多面的な機能の維持・増進、農山漁村コミュニティの再生・活性化のために必要な予算、鳥獣被害防止対策に必要な予算、林業の基本的な生産基盤である林道の整備、地域の安全・安心の確保に不可欠な治山事業、安全で安定した水産物の供給体制を図るための漁港等の整備に必要な予算の確保に努めること。
- (2) 「農山漁村地域活性化対策」、「森林・林業振興対策」、「国土保全対策」、「森林吸収源対策」などの地方単独施策について、引き続き必要な財源の確保・充実を図ること。

### 4 中山間地域等における集落の存続や活性化のための対策の推進

- (1) 維持・存続が危ぶまれる集落の存続や活性化の取組が実施できるよう、地方交付税の拡充などの財源措置を講ずること。

- (2) 財源措置が講じられるまでの間、維持・存続が危ぶまれる集落の存続や活性化に資する直接的な財政支援制度の創設・拡充を図ること。

## IV) 東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興対策の推進について

### 1 東日本大震災からの復旧・復興対策の推進

- (1) 東日本大震災からの復興のためには、長期にわたる国の特例的な支援が不可欠であることから、平成27年6月に国の復興推進会議で決定された「平成28年度以降の復旧・復興事業について」に基づく特例的な財政支援を可能な限り拡充の上、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、十分に財源を確保すること。

さらに、財政基盤の弱い被災地方公共団体や事業の進捗が遅れている被災地方公共団体に十分配慮した対応をとること。

- (2) 東日本大震災復興交付金については、基幹事業（5省40事業）の拡充や弾力的な運用、効果促進事業の被災地方公共団体における自主的かつ主体的な活用及び事務負担の一層の軽減を図るとともに、原子力事故への対応が必要な地方公共団体においても幅広く活用できるよう要件緩和を図ること。また、複数年度分を一括して交付し、復興が完了するまでの間、確実な予算措置を図ること。

さらに、復興交付金の交付対象外の復興事業については、「社会資本整備総合交付金（復興）」等で確実に措置すること。

- (3) 被災地方公共団体において、今後具体化が進むまちづくりの進捗に応じ、住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業を継続的・安定的に実施できるよう、使途の自由度の高い交付金等、従来の枠組みを超えた財源措置の充実を図ること。

### 2 熊本地震からの復旧・復興対策の推進

- (1) 熊本地震からの復旧・復興のためには、東日本大震災同様、長期にわたる国の特例的な支援が不可欠であることから、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、十分に財源を確保すること。

特に、今後のまちづくりを進めるための復興事業に対して、東日本大震災時に創設された復興交付金のような幅広い財政需要に対応できる自由度の高い総合的な支援制度（交付金等）の創設等、更なる財政支援措置を講ずること。

- (2) 熊本地震の特徴である多大な宅地被害に対する特段の支援を引き続き行うこと。

平成29年11月

財政基盤強化対策県議会議長協議会

青森県議会議長	熊谷雄一
岩手県議会議長	佐々木順一
秋田県議会議長	鶴田有司
山形県議会議長	志田英紀
和歌山県議会議長	尾崎太郎
鳥取県議会議長	稲田寿久
島根県議会議長	大屋俊弘
徳島県議会議長	木南征美
高知県議会議長	浜田英宏
愛媛県議会議長	毛利修三
大分県議会議長	井上伸史
佐賀県議会議長	石倉秀郷
長崎県議会議長	八江利春
宮崎県議会議長	蓬原正三
熊本県議会議長	岩下栄一
鹿児島県議会議長	柴立鉄彦
沖縄県議会議長	新里米吉

以上 代表

会長 山形県議会議長

志田英紀